

双葉警察署からのお知らせ

広野町の刑法犯認知件数

(平成29年10月末現在)

侵入盗	1件 (前年同期比-3)
非侵入盗	6件 (前年同期比-4)
その他	6件 (前年同期比-1)
合計	13件 (前年同期比-8)

広野町の交通事故発生状況

(平成29年10月末現在)

物件事故	111件 (前年同期比-30)
人身事故	19件 (前年同期比-2)
死者数	0人 (前年同期比-1)
傷者数	26人 (前年同期比-3)

侵入盗とは、空き巣や忍び込みなどの侵入窃盗のことで、非侵入盗とは、それ以外の窃盗のことで、

広野町では、平成28年4月8日以降、死亡事故が発生していません。引き続き安全運転をお願いします。



犯罪被害者支援活動って何?



福島県警察では、犯罪の被害にあわれた方に対して、被害者の方の心に寄り添いながら様々な支援活動を行っています。

被害者の支援を担当する警察官や職員が、実況見分・病院診察・カウンセリングなどへ付き添ったり、被害者の意向を確認した上で、医師に対する被害状況の説明を行ったりすることができます。

また、犯罪被害によって怪我をした際の診断書料(文書料)や性犯罪被害における初診料、犯罪被害によって自宅に住むことができなくなった場合の一時的なホテルの宿泊費用などについて、県警察の公費でお支払いできる制度があります。(被害状況や加害者との関係によっては、適用にならない場合もあります。)

この他にも、ふくしま被害者支援センターなどの関係機関の紹介や再被害防止のアドバイスをすることもできますので、ぜひご相談ください。

お問い合わせ先

双葉警察署警務課相談・支援係 0240-22-2121
 県警察本部県民サービス課 024-522-2151
 (月~金 8:30~17:15 祝日・年末年始は除きます)
 県警察本部性犯罪被害110番 0120-503-732
 (月~金 9:00~17:00 祝日・年末年始は除きます)

詳しくは
双葉警察署
HPまで



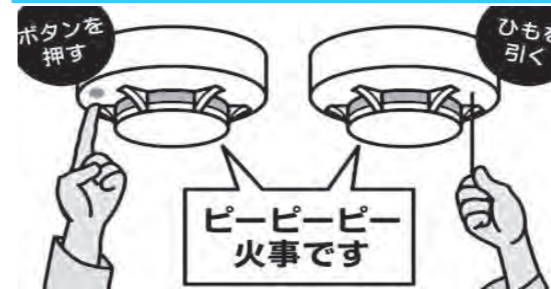
消防署からのお願い



年末年始をご安全に!!

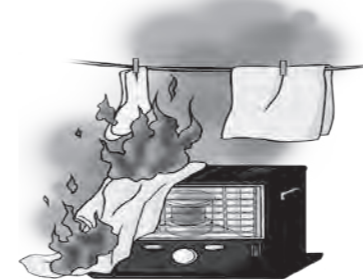
年末年始を迎えるにあたり、ご家庭での暖房器具や電気器具の使用に起因する火災の発生が危惧されます。年末の大掃除と併せて清掃・点検をお願いします。

住宅用火災警報器の点検方法



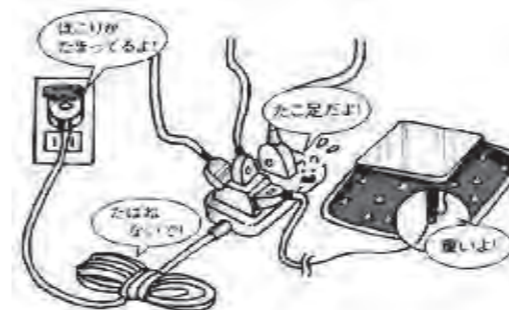
- 1 機器にホコリが付着していると正常に作動しない場合があるので、軽く汚れを拭き取ってください。
- 2 電池式になっているので音が鳴らない場合は電池切れか故障が疑われますので交換をお願いします。

暖房器具のチェックポイント



- 1 周囲に可燃物を置かない。
 - 2 外出の際や寝るときは火を消す。
 - 3 給油は火を消してから行う。
 - 4 異常を感じたら使用を中止する。
- ※ストーブでは電気ストーブの火災が多い。

電気器具のチェックポイント



- 1 破損している物は使用しない。
- 2 プラグ部分をこまめに清掃する。
- 3 配線の上に重い物を乗せない。
- 4 タコ足配線をしない。
- 5 使用後は必ずスイッチを切る。
- 6 コードを束ねて使用しない。

火事と救急は119番

<消防署連絡先>
 ◇浪江消防署 ☎0240-34-7360
 ◇富岡消防署 ☎0240-25-2119

